

「京都府環境影響評価条例」の一部改正案の骨子

1 改正の趣旨

京都府では、環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象事業よりも規模が小さい開発事業について、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。）に基づき、事業者自らによる環境保全への配慮を求めている。

今般、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）が改正され、環境影響評価法の配慮書手続を省略する特例が設けられたことを踏まえ、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

条例の配慮書手続について、府が温対法に基づく環境配慮の基準を定めた場合において、事業者が同法に基づき、市町村から認定を受けた計画に従って行う地域脱炭素化促進施設（再生可能エネルギー発電施設）の整備にあつては、省略する特例規定を新設

3 改正時期

令和5年2月京都府議会定例会 改正案提出（予定）

4 施行時期

令和5年4月1日施行（予定）